

大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ

大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定

令和 7 年 12 月 23 日

すぐに使える資源に乏しく、エネルギーの大半を海外の化石燃料に依存する我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再生可能エネルギーを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要である。今後、DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、脱炭素電源の確保が求められる。こうした中で、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要である。

再生可能エネルギーについて、2012 年の FIT 制度開始以降、特に太陽光発電の導入が急速に拡大した一方で、自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じる事例がみられている。再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域との共生や環境への配慮が大前提である。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。

太陽光発電事業について、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全など、各種の公益との調整を行う関係法令を遵守する必要がある。政府において、関係省庁の連携の下、太陽光発電に係る様々な地域の懸念や課題を踏まえて、これらの関係法令について総点検を実施した。その結果、制度改正により法的規制を一層強化する必要があると判断されたものや、各種の法的規制が自治体において実効的かつ円滑に行われるような環境整備を行う必要があると判断されたものが存在した。

政府としては、この総点検の結果に基づき、順次、速やかに法的な規制措置を実施していくとともに、国と自治体との更なる連携を行っていくこととする。

加えて、地域との共生が図られた望ましい事業は促進する観点から、太陽光発電への税制や予算等による国の支援の在り方についても見直すこととし、技術の進展状況や支援の必要性を踏まえ、地域との共生が図られた導入形態やペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池への重点化を行っていく。

以上の点を踏まえて、政府として、「不適切事案に対する法的規制の強化」「地域の取組との連携強化」「地域共生型への支援の重点化」という3つの柱からなる「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を策定し、関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

①自然環境の保護

○環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】

- ・環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図る。見直し後には、見直しの考え方等を地方公共団体に周知し、必要な連携を図る。加えて、環境影響評価に関する審査の厳格化や指導の徹底等、実効性の強化を図る（次期通常国会中に検討結果を取りまとめた後、環境影響評価法施行令等を改正予定）。

○種の保存法の在り方の検討【環境省】

- ・希少種の保全上重要な生息・生育地を保全するため、生息地等保護区の設定を推進するとともに、希少種保全に影響を与え得る開発行為について、事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等について検討する（令和8年夏頃の検討会取りまとめ結果を踏まえ、必要な制度改正を実施予定）。

○文化財保護法に関する事務連絡の発出【文部科学省】

- ・事業の実施に伴う天然記念物への影響の確認が不十分なまま天然記念物の滅失・き損につながる開発を適切に規制するため、自治体が事業者に対して工事による天然記念物への影響の確認に係る助言を行う際の留意事項を整理し、自治体へ事務連絡を発出する（令和7年度中に実施予定）。

○自然公園法に基づく釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】

- ・湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の公園区域を拡張し、公園区域内の開発を適切に規制する（令和8年度中に区域拡張を目指す）。

②安全性の確保

○森林法に基づく林地開発許可制度の規律強化【農林水産省】

- ・森林の有する災害の防止等の公益的機能を阻害しないよう、林地開発を適正に規制する観点から、改正森林法に基づき、許可条件違反に対する罰則や命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化する（法改正と併せて一部許可基準等の見直しを検討）（令和 8 年 4 月施行予定）。

○電気事業法における保安規制の強化【経済産業省】

- ・太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、安全性を更に向上させる観点から、10kW 以上の全ての太陽電池発電設備について、土木建築の専門性を有する第三者機関が、工事前に構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを設ける（令和 8 年通常国会での法案提出を目指す）。

○太陽光発電システムのサイバーセキュリティ強化【経済産業省】

- ・太陽光発電や蓄電池のサイバーセキュリティ対策を向上させるため、これらの設備を送配電網に接続する際の技術的要件（一般送配電事業者の約款の一部）を改正し、「JC-STAR」（一定のサイバーセキュリティ基準への適合を証明するラベリング）を取得した機器の利用を要件化する（令和 7 年 12 月に方針決定済）。

③景観の保護

○景観法の活用促進【国土交通省、農林水産省、環境省】

- ・市町村等が、明確な景観形成基準を設けた景観計画を策定し、事業者に対し当該基準に適合しない設置行為を適切に制限出来るよう、景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表を行う（令和 8 年春頃までに実施予定）。

④その他

○土地利用規制等に係る区域の適切な設定【農林水産省、国土交通省、環境省等】

- ・事業者が事業の初期段階において実施場所を検討する際に、各種の土地利用規制等に係る区域が重要であることから、国と地方が連携し、当該区域設定を適切に行う。併せて、各自治体が再エネ導入を促進するエリアについても、各地域の実情に応じ、地球温暖化対策推進法に基づく再エネ導入の促進区域の適切な設定等を支援する。

○関係法令の適切な運用等【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省等】

- ・現在すでに開発に着手されたものであっても、法令が遵守され、地域共生が確保されるよう、森林法、文化財保護法、土壌汚染対策法、盛土規制法を始めとする各種の関係法令の規制を総動員し、厳格に対応する。
- ・関係法令違反を覚知した FIT/FIP 認定事業については、速やかに交付金一時停止措置を講じる等、引き続き、FIT/FIP 制度を厳格に運用するとともに、必要な執行体制の強化を図る。

○太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保【環境省、経済産業省】

- ・2030 年代後半から大量排出が見込まれる事業終了後の太陽光パネルについて、適切な廃棄、リサイクルが確保されるよう、既存制度の厳格な運用及び実効的な制度整備を進める。あわせて、リサイクル費用低減に向けた技術開発や、リサイクル設備の導入等への支援を行う。

2. 地域の取組との連携強化

○「再エネ地域共生連絡会議」の設置【経済産業省、環境省、総務省】

- ・太陽光発電事業への適切な法的規制の実行にあたって、国と地方自治体との緊密な連携を図る観点から、地方三団体も交えた新たな連携枠組みを構築し、関係法令の総点検結果や対応方針、条例、法定外税、事業を開始した事案に対する実効的な取組例、地域に裨益する仕組みの構築事例といった自治体における先進的な取組等、必要な情報共有を行う（令和 7 年度内に立ち上げを目指す）。

○景観法の活用促進【国土交通省、農林水産省、環境省】（再掲）

- ・市町村等が、明確な景観形成基準を設けた景観計画を策定し、事業者に対し当該基準に適合しない設置行為を適切に制限できるよう、景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表を行う（令和 8 年春頃までに実施予定）。

○文化財保護法に関する事務連絡の発出【文部科学省】（再掲）

- ・事業の実施に伴う天然記念物への影響の確認が不十分なまま天然記念物の滅失・き損につながる開発を適切に規制するため、自治体への事務連絡を発出する（令和 7 年度中に実施予定）。

○地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】（再掲）

- ・環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図る。見直し後には、見直しの考え方等を地方公共団体に周知し、必要な連携を図る。

○「全省庁横断再エネ事業監視体制」の構築【経済産業省】

- ・「関係法令違反通報システム」における通報や「再エネGメン」の調査について、非 FIT/非 FIP 事業も対象に追加し、我が国の太陽光発電全体において、各関係法令が確実に遵守される体制を構築する（令和 8 年度予算案に関連予算を計上し、令和 8 年度より実施予定）。

3. 地域共生型への支援の重点化

○再エネ賦課金を用いた FIT/FIP 制度による支援【経済産業省】

- ・2027 年度以降の事業用太陽光（地上設置）については、技術の進展によるコスト低減の状況や、太陽光発電に係る課題や特性を踏まえた支援策の重点化の方向性を念頭に、支援の廃止を含めて検討する。（令和 7 年度中に方針を決定予定）

○次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】

- ・公共インフラ空間への展開等を想定して、ペロブスカイト太陽電池の研究開発及び実証への支援を強化。また、需要家向けには、事前調査や導入計画の策定を新たに支援するなど導入の施策を強化（グリーンイノベーション基金や令和 8 年度予算案に関連予算を計上し、令和 8 年度より実施予定）。
- ・また、カルコパイライトやペロブスカイト太陽電池等を積層させ高い発電効率を実現する新技術であるタンデム型太陽電池への支援を強化し、早期の社会実装を促していく（グリーンイノベーション基金や令和 7 年度予算にて措置済み、また、令和 8 年度予算案に関連予算を計上）。
- ・地方公共団体が国庫補助を活用して公共施設等にペロブスカイト太陽電池を導入する事業について、新たに地方財政措置を講じる（令和 8 年度より実施予定）。

○屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】

- ・再エネ導入拡大の観点から、屋根設置を始めとした地域共生型の太陽光発電の導入形態（公共施設、公共インフラ空間等）に支援を重点化することを検討する（令和8年度中に方針を決定予定）。
- ・工場等において使用するエネルギーの非化石エネルギーへの転換に当たり、省エネ・非化石転換法に基づく定期報告等の内容に屋根への太陽光発電設備の設置状況及び設置余地等を追加することで、その導入の検討を促す。（令和8年4月省令施行予定、令和9年度報告より実施）

○望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】

- ・営農型太陽光発電については、農業との両立が図られる望ましい取組を明確化するとともに、地方公共団体等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。あわせて、農業との両立が図られない等の不適切な取組に対しては厳格に対応する。

○国等の再エネ電力調達における対応【環境省】

- ・国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けることを環境配慮契約法基本方針に位置づける。これを通じて、再エネ電気の調達を行う民間企業や資金供給を行う金融機関に対しても、その社会的責任として、同様の対応を促していく（令和8年3月頃、環境配慮契約法基本方針の変更の閣議決定予定）。

○地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】

- ・多極分散構造にある太陽光発電について、長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、メンテナンス・リパワリング等を含む適切な事業実施を行う能力と地域の信頼を得られる責任ある主体を「長期安定適格太陽光発電事業者」として認定する制度の適切な運用等を通じ、こうした事業者への事業集約を促していく。（令和7年4月に省令施行済み）